

おり、判例もないことから最高裁での判断が問われているところでございます。

先程も申し上げましたが、認知症は介護状態が複雑で家族形態によってもその態様は様々なうえ、民事上の責任や夫婦間における監督義務の解釈の問題、財源の問題、司法の判断、被害者がJR東海のように企業ではなく個人の場合もありますし、列車と車のように事故の対象が異なる場合も、また民間の保険制度との関係、つまり公費での賠償補償制度がなじむものなのかどうか等々、判断には高度で、かつ専門的な知識が必要とされることから、一自治体で制度設計に取り組むには非常に難しいと考えざるを得ません。超高齢社会を支える介護のキーワードは「介護の社会化」であると言われています。「住み慣れた地域で暮らす」という理念のもと、町では具体的には先程の加藤議員に対する課長答弁にもありましたように、地域包括ケア推進のための整備を積極的に進めていかなければならないと考えています。

終わりに、なにがしかの保険ということであれば、個人的には、介護保険制度での運用が違和感のないように思えます。身近な家族のみに責任を問うことではなく、多くの国民がより安心感を実感できる社会保障の体

制づくりという事がねらいであれば、現行の介護保険制度に合致するものではないでしょうか。

介護保険制度もいろんな社会的要因により改正がなされております。鉄道会社の徘徊事故防止策の徹底と併せ、国の制度でするので国の取り組みに期待をして答弁いたします。

問 もう少し詳しく具体的に説明をいただきたい。

答 (村瀬参事) この制度設計に取り組むことは、一自治体では難しいとお話しさせていただきました。

その理由の一つに、民事上の責任を上げさせていただきました。これは、制度そのものが、公費で補償するという制度が、事故の対応としてなじむのかどうかということなんです。民事上の責任は、加害者が被害者に対して法的責任、賠償責任を負うということです。例えば、交通事故ですと、加害者は刑事責任、行政上の責任、民事責任を負うことになり、加害者は、民事責任により、損害賠償を被害者に支払う義務が発生してきます。

この場合、加害者に不法行為があったということで、請求されますので、公費での補償制度がなじむのかどうかということなんです。車の事故の場合、車の過失責任が大きく、仮にそれが不法行為によるものだとしたら、補償

対象になり得るのか、また、それを公費でまかなえるものなのか。個人責任は、民間の保険会社の対応もあります。車と列車事故は分けて考えなければならぬと思います。どうしても無理が生じる結果となり、司法の判断を待ち、専門的な知識が必要となります。あえて言わせていただくならば、介護保険制度での運用が望ましいと結ばせていただきました。

認知症徘徊者への対応について

問 新聞で、高山市で徘徊者にGPSの端末を付け、その場所を特定するという記事があった。この認知症が原因で、徘徊で行方が分からなくなったとして、昨年一年間に、警察に届出があった不明者は1万人を

超え、岐阜県内では280人あった。年々その数は増え、前年より700名以上増加している。

この場合には、発見された自治体で保護しなければならぬのか。当町の場合は、保護者の受け入れ態勢はどのようになっているか。他の機関との関係はどのようになっているかお尋ねする。

答 (村瀬参事) 町内で認知症の徘徊者が発見されたときの対応は、一般的には次のようになると思います。まず、第一発見者から役場、

警察に通報があり、その段階で、その方の所持品や身元確認を行います。併せて警察でも捜索願、身元不明、失踪者等の照会をしていただきます。この段階で分かれば、家族への引き渡しとなりますが、現実的にはそうならないケースが多いと思います。そんな時は、短期的な保護が必要となることから、その方の症状によって、つまり精神疾患や感染症などが疑われる場合もあるため病院等で診察を受けていただき、一時的に施設保護や病院での治療をお願いすることになります。併せて県の福祉事務所とも相談し、以後の施設利用の経費や医療費、入院費等の支払について、一時的かつ緊急的な生活保護の手続をとることになります。

役場では、この間に、健康福祉課福祉係が主となって行いますが、県福祉事務所、警察、保健所そして地域包括支援センターや保健師等も交え、ケース会議を継続的に開いていきます。ケース会議では、必要に応じて、民生委員や社会福祉協議会に協力をお願いすることもあります。身元を確認する手段で効果的なのは、防災行政無線による情報提供の呼びかけ、警察による捜索願や犯罪歴の照会、県の福祉事務所による全都道府県への照会になるかと思えます。そのためには、ご家族が早急に警

察、役場への通報そして相談をしていただくことが必要になって参ります。

こうした経緯を経て、関係者が見つかれば引き渡しとなり、本人の資産状況により、これまでの本人にかかった経費について精算が行われます。

身元が判明しない場合は、今後の生活の場を確保するため、救護施設への入所など、ケース会議で検討を続けていくこととなります。

いずれにしましても、身元不明者を保護した市町村は、実施機関となり、その人の身元が判明するまで様々な支援・ケアを行う事になります。

黒岩千泰議員

Q1 全国統一テストについて

公表しない理由は？

問 全国統一テストについて、成績の公表はされないと聞く話を聞いたが、その理由をお聞かせ願いたい。

答 (堀部教育長) 昨年の11月に文部科学省は、「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を発表し、その中で、市町村教育委員会の判断で、学校別の結果を公表できることとしました。

しかし、八百津町としては、